

令和 5 年度海士町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 趣旨

海士町は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり方針を定める。

2. 適用範囲

この方針は、海士町の全組織における物品等の調達に適用する。

3. 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- （1）障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- （2）障害福祉サービス事業所（同上）
- （3）地域活動支援センター
- （4）在宅就業障害者、在宅就労支援団体

4. 調達する物品等及びその目標

町が施設等から調達する物品は次のとおりとする。以下に記載がないものであっても、町が調達可能な物品等であれば、対象とする。

- （1）役務（清掃業務、除草、広報封入）

5. 調達の目標

令和 5 年度の優先調達の目標を次のとおりとする。

- （1）役務 目標額：9 6 9 千円

6. 調達の実施

施設等からの調達する物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、施設等と随意契約により契約を締結する。

7. 調達の推進方法

- （1）健康福祉課は、施設等からの提供可能な物品等の情報について、各所属へ情報提供を行う。
- （2）町が開催する各種行事、イベント等において、販売・飲食コーナーの設置について公募等を行う場合は、関係部署を通じて施設等へ情報提供を行う。

- (3) 町が業務委託契約（指定管理制度により施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方に対し、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。
- (4) 施設等への発注にあたっては、施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等適切は配慮を行う。

8. 調達実績の公表

この調達方針に基づき、本年度に調達した物品等の実績は、年度終了後に町ホームページ等を通じて公表する。

9. 担当窓口

本方針の担当窓口は、健康福祉課とする。